

「在宅療養あんしん病床登録事業」登録完了のお知らせ

「在宅療養あんしん病床登録事業」につきまして、下記の内容で登録いたしましたのでお知らせいたします。

※患者さんは、紛失しないように目に付きやすい場所に保管してください。

①氏名・住所等

ふりがな 氏名	《ふりがな》 《患者氏名》		
生年月日	《生年月日》	性別	《性別》性
住所 電話番号	《住所》 《電話番号》		
本人以外の連絡先 代理人氏名・電話番号	《代理人氏名》 《本人以外の連絡先》		

②かかりつけ医

医療機関名	《かかりつけ医療機関名》
かかりつけ医	《かかりつけ医氏名》
電話番号	《☎かかりつけ医》

③受入医療機関

受入医療機関 1 電話番号	《登録医療機関 1》 《M_1 電話番号》	担当者	《M_1 担当者》
受入医療機関 2 電話番号	《登録医療機関 2》 《M_2 電話番号》	担当者	《M_2 担当者》

※登録内容に変更がある時は、岐阜県医師会(058-274-1111)までご連絡ください。

注意事項（登録された患者様、ご家族様へ）

①緊急時について

すぐ救急車を呼ばなければならない状態（意識がない、体のけいれん、骨折等）である場合は、この事業で対応出来ませんので救急車で救急外来を利用してください。また緊急を要しないが体調が悪い場合は、すぐにかかりつけ医に連絡し利用の判断を相談して下さい。

②病床利用の判断について

この事業では、かかりつけ医と受入医療機関の診察の上、入院の可否を判断しますので必ず、すぐ入院できるとは限りません。まずは、かかりつけ医に相談をしてください。